

茨城労働局発表
平成21年10月14日

	茨城労働局労働基準部監督課	
担	課長	高橋 靖
当	担当	関 英之
	電話	029-224-6214

旅行業者に適正な運行計画に基づく発注を要請

～ バス運転者の過労運転の防止に向けて ～
茨城県では初めて

全国的にみると毎年のように観光バスによる重大交通事故が発生しており、その度に運転手の過労運転が問題となっているところである。

このようなことから、茨城労働局（局長 植松弘）ではバス運転者を使用する事業場に対する監督指導等を実施し、労働基準関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働大臣告示）が遵守されるよう取り組んでいるところである。

しかしながら、バス運転者の過労運転の防止には、貸切バスを使用して旅行等を企画する旅行会社からの発注条件が重要な要素であることも事実である。

このため、茨城労働局では、スキーシーズンに向け観光バスツアーが企画される時期に合わせ、10月16日、関東運輸局茨城運輸支局及び社団法人茨城県バス協会と連名により、旅行業者の団体である（社）日本旅行業協会関東支部茨城県地区会及び茨城県旅行業協会に対して適正な運行計画に基づく発注を行うよう要請を行うこととした。（裏面団体所在地で要請予定、現地取材可能）

茨城県で旅行業者にこのような要請を行うのは初めてである。

要請では、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が遵守できるような運行計画の策定やバス運転者を使用する事業場との十分な調整を行う機会の確保などを求めているほか、取組に対する顧客の理解が得られるようツアーの企画広告に際して、ツアー客向けの安全運行宣言の文例も示している。

茨城労働局では、当該取組を通じ、バス運転者の過労運転の防止が図られ、交通事故の撲滅につながることを期待している。

要請先団体

団体名	所在地	電話	要請日時
(社)日本旅行業協会 関東支部茨城県地区会	水戸市南町 3-3-28 ㈱日本旅行水戸支店内	029-224-6007	10月16日 13:30頃
茨城県旅行業協会	水戸市城南 2-8-38 常磐第一ビル3階	029-225-2641	10月16日 14:15頃

旅行者の皆様へ

旅行業を取り巻く状況は、昨今の景気動向や規制緩和による過当競争等を反映して一層厳しさが増している状況が認められます。

一方、全国的にみると毎年のように観光バスによる重大交通事故が発生しており、その度に運転手の過労運転が問題となつているところであります。

このような重大交通事故がひとたび発生しますと、補償問題、信用問題等バス会社はもちろん、ツアーを企画した旅行者の責任も免れ得ない状況が生じることとなり、経営上の重大なリスクを背負うこととなります。

また、このような事故が旅行業界全体の健全な発展を阻害することともなりません。

このため、私どもといたしましてもバス事業の健全な発展と乗客輸送の安全確保について、事業者への趣旨徹底を図る諸活動を行っているところではありますが、貸切バスを使用している旅行等を企画する旅行会社からの発注条件が重要な要素であることも事実です。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、以下の事項につきまして、格別の協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 バス自動車運転者の労働時間等については、事業者が守るべき「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働大臣告示)が以下のように定められていますので、バスの運行計画を策定する場合に同基準が遵守できるよう、時間に余裕のあるものとしてください。

① 1日の拘束時間は原則13時間以内、最大16時間

② 休息期間(勤務と次の勤務の間の時間)は継続8時間以上

③ 1日の運転時間は9時間以内(2日平均)

④ 連続運転は4時間以内

2 運行計画については貸切旅客自動車運送事業者が相談できる機会を設け、計画的・適切な運行発注が行えるよう十分な調整を行ってください。(乗務距離に基づく交替運転者の配置指針や駐停車禁止場所での乗降禁止の検討を含む。)

3 道路事情等により運行計画を変更せざるを得ない場合でも、過労運転・交通事故を惹起させるような無理な運行指示をしないようにしてください。

4 貸切バスの運賃設定を含め、バス自動車運転者の法定労働条件や健康等に配慮した発注条件となるよう配慮してください。

5 ツアー企画広告等において、別添例文を参考にする等、前記取組に対する顧客の理解を求めてください。

平成21年10月16日

茨城労働局長

関東運輸局茨城運輸支局長

社団法人茨城県バス協会長

ツアー客向け周知参考文

安全運行宣言

平素は、当社をご利用いただきまことにありがとうございます。

さて、全国的にみると毎年のように観光バスによる重大交通事故が発生し、その度に運転手の過労運転が問題となつているところであり、お客様には多大な不安を与える結果となっております。

バス旅行を企画する当社といたしましても、お客様が安心してご旅行に参加していただけるよう、事故防止のためにあらゆる努力を重ねていく所存でございます。

つきましては、下記の取組にご理解を賜りますよう深くお願いいたします。

- ① 日帰り旅行では、運転士の過労防止のため集客から帰着までを計13時間から16時間以内とさせていただけますので、乗車場所の限定など集客ルートの見直し、集客時間の短縮を行います。
- ② 見学場所を増やすより安心なゆとりある行程とし、ゆつくりと過ごしていただけることを心がけます。
- ③ 道路事情による運行時間のずれ込みに対しては、場合により行程変更を行わせていただく等により無理な運行はいたしません。